

## 衛生指導課 NEWS

### 生産農場における危害因子 モニタリング調査成績について

畜産物の安全、安心かつ高品質な食品に対する消費者ニーズにこたえるため、生産者段階から安全性確保対策を強化することが、畜産振興を図る上で極めて重要であります。そこで、当協会では平成13年度も平成12年度に引き続き、食品の安全性確保に適用されているHACCP方式の考え方を、衛生管理ガイドライン普及事業のうち危害因子対策支援事業の中で各畜種毎にモデル農家15戸（肉用牛5戸、養豚6戸、採卵鶏4戸）を選定し農場衛生管理状況調査（危害因子モニタリング調査）及び危害因子（サルモネラ菌及び腸管出血性大腸菌O157）の調査、検査を実施したので報告します。

#### 1. 生産段階における衛生管理状況調査

調査方法は、聞き取り調査で生産現場における重要管理点として17項目について、その管理状況を3回にわたり評点評価（4ランク方式3～0点）51点満点としました。

表1に示すとおり、若干なりとも巡回指導効果が見られますが、肉用牛では17項目の得点平均が1.4点と低いスコアでありましたが、養豚及び採卵鶏では17項目の平均得点が1.9であり概ね2点に属するので、『普段から実施している』の評価でありました。

その中で、各畜種ともに調査項目の評点から、(2)農場出入口での車両消毒を実施している(6)畜舎ごとの専用の衣服・履物を備えている(1)外来者の農場への出入りを規制している(5)畜舎ごとの飼養管理人を置いている等の順に低い評価がなされ、高い評価では(10)抗菌性物質の投与は適切に行い、出荷制限期間を厳守している(15)家畜の出荷時に当たっては、臨床的に異常がなく、健康であることを確認して出荷している(16)注射針が誤って残存をしたものにはマーキングなどの措置をすることにして(13)異常家畜を

見したとき直ちに獣医師に連絡し、診断または検査を依頼している(14)死亡、廃用家畜および糞尿の処理方法を決めている等の項目であり疾病対策、医薬品投与、家畜の管理評価は高く概ね適正に実施されている評点でした。

#### 2. 危害因子の検査結果

危害因子として想定される、腸管出血性大腸菌O157(5検体)、サルモネラ菌(15検体)を検査し表2に示しました。いずれの畜種からも検出されず陰性でした。

#### 3. まとめ

今回の調査、検査から考察しますと、危害因子検査では各畜種とも危害因子（腸管出血性大腸菌O157、サルモネラ菌）は検出されず良好でありました。

農場衛生管理状況調査からは、各畜種とも、外来者の農場への出入りの規制、農場出入口での車両消毒、畜舎ごとの飼養管理人及び畜舎ごとの専用衣服・履物等の基本的日常一般管理面で評点が低くなりました。評点の高い項目では、抗菌性物質の投与・出荷制限期間厳守、家畜の出荷時の健康チェック、異常家畜の発見・適正診療措置及び死亡・廃用畜や糞尿の適正処理等が挙げられ、重要管理点(CCP)面の重要性が認識されていることがうかがわれます。

その反面、規模拡大による多頭飼育や物資の広域的交流等からの伝染性疾病侵入防止対策面に不備がうかがわれることから、今後はこれらの検討・対策が必要であります。

表1 調査票の集計・モデルの農家15戸分

調査農家	畜種	調査結果(点数の計)			17項目の平均点数	備 考
		第1回	第2回	第3回		
5	肉用牛	115 (23.0)	119 (23.8)	120 (24.0)	1.4	17項目*3点(最高)/戸数=51点
6	養 豚	199 (33.2)	194 (32.4)	194 (32.4)	1.9	17項目*3点(最高)/戸数=51点
4	採卵鶏	125 (31.2)	125 (31.2)	130 (32.5)	1.9	17項目*3点(最高)/戸数=51点

注：下段の( ) 数値は平均数値

表2 危害因子の検査結果

調査農家	畜種	検査材料	検査項目	検査結果			備 考
				検体数	陽 性	陰 性	
5	肉用牛	直 腸 便	腸管出血性大腸菌O157	5	—	5	
			糞便、敷料	サルモネラ菌	5	—	
6	養 豚	豚房塵埃	サルモネラ菌	5	—	5	
			サルモネラ菌	1	—	1	
4	採卵鶏	盲 腸 便	サルモネラ菌	3	—	3	
			糞便、敷料	サルモネラ菌	1	—	



### 「衛生管理調査項目」

- (1) 外来者の農場への出入りを制限している
- (2) 農場出入口での車両消毒を実施している
- (3) 導入家畜に関する衛生情報を適切に把握している
- (4) 導入家畜の隔離観察を実施している
- (5) 畜舎ごとの飼養管理人を置いている
- (6) 畜舎ごとの専用の衣服・履物を備えている
- (7) 農場内の清掃・消毒の手順を定めて、実行している
- (8) 農場内の衛生害虫・害獣の駆除を実施している
- (9) 予防接種プログラムを定めて、実行している。
- (10) 抗菌性物質の投与は適切に行い、出荷制限期間を厳守している
- (11) 定期的に、農場での細菌等検査を実施している
- (12) 定期的に、飼養家畜についての抗体検査を実施している
- (13) 異常家畜を発見したときは直ちに獣医師に連絡し、診療または検査を依頼している
- (14) 死亡、廃用家畜および糞尿の処理方法を決めている
- (15) 家畜の出荷に当たっては、臨床的に異常がなく、健康であることを確認して出荷している
- (16) 注射針が誤って残存したものにはマーキングなどの措置をすることとしている
- (17) 出荷先の食肉処理場からの検査成績をもらって衛生管理に活用している

### 「調査結果の点数配分明細」

- (1) 0点：実施していない
- (2) 1点：まれに実施することもある
- (3) 2点：普段から実施している
- (4) 4点：適正に実施している

## 油断禁物！オーエスキー病の侵入防止対策を徹底しましょう

新潟県農林水産部畜産課

### 1. オーエスキー病の発生状況等

平成13年は6県10戸487頭に発生がありました。オーエスキー病の発生頭数は昭和63年、発生地域数は平成2年をピークとし、その後は大きな発生はありません。また、抗体陽性豚も東北、関東及び九州地域で検出されています。浸潤地域の拡大も防止されていますが、一部では常在化の傾向があります。

【豚のオーエスキー病発生状況及び平成12年度における野外ウイルス抗体検査成績】

都道府県	平成10年		平成11年		平成12年		平成13年		区分	平成12年度	
	戸数	頭数	戸数	頭数	戸数	頭数	戸数	頭数		検査頭数	陽性率(%)
宮城県	3	57							北海道	5,058	0.0
福島県	1	2			1	153	1	52	東北	9,699	4.1
茨城県					1	18	1	54	関東	8,770	17.0
栃木県	1	402	1	21			2	281	北陸	3,276	0.0
群馬県	1	3	3	13	1	3	2	3	近畿	906	0.0
埼玉県	1	1	1	33	1	21	1	5	中国四国	4,264	0.0
千葉県	2	55	1	7	1	125			九州	11,240	7.5
鹿児島県								3	沖縄	0	—
合計	9	520	6	74	5	320	10	487	合計	43,971	6.2

(資料：農林水産省生産局)

### 2. オーエスキー病の地域区分及び豚の県外導入状況

オーエスキー病防疫対策要領に基づき、3つの地域区分に分類されており、新潟県は全地域が清浄地域に区分されています。しかしながら、清浄化推進地域及び準清浄化地域を含む都道府県（汚染県）から、多数の豚が導入されています。また、県外導入豚の一部では隔離が不十分な状況にあります。

【オーエスキー病防疫対策要領に基づく地域区分】

地域区分	内 容
清 浄 地 域	過去1年間本病の発生及び野外ウイルス抗体陽性豚の摘発がない市町村
準 清 浄 地 域	過去1年以内に本病の発生又は野外ウイルス抗体陽性豚の摘発があった市町村、またそれら市町村に隣接し都道府県が防疫上重要と認めた市町村
清浄化推進地域	過去1年以上にわたり本病の発生又は野外ウイルス抗体陽性豚の摘発されている市町村、またそれら市町村に隣接し都道府県が防疫上重要と認めた市町村

【オーエスキー病防疫対策要領による地域分類(市町村数)】

(平成14年6月7日現在)

汚 染 県	準清浄地域	清浄化推進地域	計
16都県 (青森県、岩手県、宮城県、秋田県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、熊本県、宮崎県、鹿児島県)	80	332	412

注) 記載のない道府県は全地域が清浄地域

【豚の県外導入状況(平成13年度)】

区 分	導入頭数	県 名	
		汚染県	清浄県
汚染県	1,023	8県(岩手県、宮城県、福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、神奈川県、鹿児島県)	
清浄県	108	4県(山形県、愛知県、岐阜県、静岡県)	
合計	1,131	12県	

(参考) 平成12年度導入状況：1,096頭、12県

### 3. トピックス

三重県で猟犬にオーエスキー病の発生が認められました。

平成14年7月21日、鷲尾市において害獣駆除目的で捕獲したイノシシの肉を猟場で猟犬6頭に与えたところ、同月25日に1頭が強度の搔痒(かゆがる)を示し死亡した。現地の家畜保健衛生所が病性鑑定を実施した結果、死亡犬の脳からオーエスキー病ウイルスが分離されたことからオーエスキー病と診断された。なお、イノシシ冷凍肉からウイルスは分離されなかった。(農林水産省生産局畜産部衛生課発行 家畜衛生週報のNo. 2715より)。

近年は、オーエスキー病の発生頭数及び発生地域に大きな変化はなく、浸潤地域の拡大も防止されています。

しかし、県内では汚染地域からの豚の導入は依然多く、さらに県外導入豚の約36%は隔離が不備な状況です。農場へのオーエスキー病の侵入を防ぐためには、導入豚の適切な隔離及び着地検査を実施しましょう。

また、イノシシの肉の給与が原因と疑われるオーエスキー病の発生が認められたことから、豚舎内への動物の侵入を防ぐとともに、残飯等の給与中止または給与する場合は十分な加熱を行いましょ。